令和７年度～９年度　債務負担行為　小中一貫校施設整備事業
掛川市立城東中学校区小中一貫校建築基本設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１　プロポーザルの概要

このプロポーザルは、本事業の契約者を決定するにあたって、価格のみの競争ではなく、事業者及び業務責任者（本業務の管理・統括を行う統括担当主任技術者をいう。）の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行います。

このプロポーザルでは、公募により参加事業者が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を得た事業者を、契約候補者として特定します。ただし、参加事業者がない場合または参加事業者の中に適格者がいない場合は、契約候補者を特定しない場合があります。

２　業務委託の概要

(1) 業務目的

本業務は、掛川市立城東中学校区内における土方小学校、佐東小学校及び中小学校並びに城東中学校について､義務教育９年間の系統性･連続性を考慮した小中一貫教育を推進するため、４校を統合した小中一貫校を整備するにあたり、令和７年に策定した「掛川市立城東中学校区小中一貫校基本構想・基本計画」（以下「基本構想・基本計画」といいます。）に基づき、その建設に係る基本設計を実施することを目的とします。

(2) 委託業務名

令和７年度～９年度　債務負担行為　小中一貫校施設整備事業
掛川市立城東中学校区小中一貫校建築基本設計業務委託

(3) 業務内容

掛川市立城東中学校区小中一貫校建築基本設計業務委託　特記仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の翌開庁日から令和９年６月30日（水）まで

(5) 業務方式等

本業務は、施設の基本設計を発注します。また、契約候補者は、公募型プロポーザルにより選定します。

また、本業務に係る、実施設計業務及び工事管理業務についての契約方法は決定していません。

(6) 契約の形態

掛川市は、施設の基本設計を発注するため、プロポーザルにより決定した契約候補者を相手方とし、プロポーザルでの提案金額を上限額として、地方自治法施行令第167条の２第１項第２

号により随意契約を締結します。

(7) 根拠法令

本業務を実施するにあたって、事業者は関連する各種法令（施行令および施行規則を含みます。）、条例、規則、要綱、最新の法令等を参照の上遵守してください。また、各基準・指針等についても本業務の要求基準に照らし準備をしてください。

(8) 費用負担について

プロポーザルに参加することで生じる費用は、すべて応募者の負担とします。

(9) 契約上限額

金６２，０８４，０００円（消費税及び地方消費税を含みます。）

ただし、各年度の上限額は以下のとおりとします。

令和７年度：金０円（消費税及び地方消費税を含みます。）

令和８年度：金０円（消費税及び地方消費税を含みます。）

令和９年度：金６２，０８４，０００円（消費税及び地方消費税を含みます。）

上記金額は、本業務の内、施設の基本設計に必要な各種調査等に対しての本業務委託契約の限度額とします。また、契約上限額を超える提案は失格とします。

なお、現況測量、用地測量、用地調査、地盤調査、造成設計等の業務は令和９年１月末の完了予定で年内に別途契約予定であり、本業務には含まれておりません。また、それぞれの成果については、その都度共有するものとします。

(10) 事務局

掛川市立城東中学校区小中一貫校基本設計業務委託契約候補者選定委員会事務局（以下「事務局」という。）は、掛川市教育委員会教育政策課学校再編室学校再編係とします。

・住　　所　　〒436-8650　静岡県掛川市長谷一丁目１番地の１
・電話番号　　0537-21-1155
・ＦＡＸ番号　0537-21-1222
・電子メール　gaku-somu@city.kakegawa.shizuoka.jp
・掛川市公式ホームページ（以下、「市ホームページ」という。）
　　https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/
・業務時間　　平日８時30分から17時15分（祝日、振替休日を除きます）

３　参加要件等

(1) 応募者等の定義

ア　応募者

本業務に携わることを予定する単独の法人または複数の法人・個人によって構成されるグループであり、代表企業・構成企業からなる設計共同体

イ　代表企業

構成企業を代表し、調整・応募手続きを行う法人

ウ　構成企業

代表企業と設計共同体を構成し、本業務を受託する法人・個人

(2) 応募者の構成等

ア　代表企業の選定

複数の法人・個人で構成している応募者は、構成企業の中から代表企業を１者定め、代表企業が申請者となり応募手続きを行っていただきます。

代表企業は、構成員中、より大きな業務遂行能力を有し、その出資比率が最大である者とし、本業務を担う代表構成員とします。

代表構成員は、契約候補者となった場合の契約事務を含め、事業期間中、市との調整協議等における窓口を担うほか、本業務に係る応募グループ内の全ての調整等の責任を負うものとします。

イ　構成企業等

各業務を担う者は、構成企業である必要があります。なお、各業務を複数の構成企業で分担することを妨げませんが、業務範囲や責任の範囲を明確にしてください。

ウ　出資比率

設計共同体の構成員のうち、出資比率最小限度基準は、次の各号に定めるところとしてください。

(1) ２者の場合 30パーセント以上

(2) ３者の場合 20パーセント以上

エ　複数の応募者となることの禁止

応募者の構成企業は、公募時において他の応募者の構成企業になることはできません。

オ　本業務の一部再委託

応募者の構成企業及び協力企業は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができますが、その際は、当該委託または請負に係る契約を締結する前に掛川市に通知し、承諾を得てください。

(3) 応募者の資格要件

本公募に参加しようとする応募者は、代表企業、構成企業のすべてが令和７・８年度掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格者（測量・建設コンサルタント等）である必要があります。

また、応募者は次に掲げる要件のすべてを満たしていなければなりません。

なお、応募者が設計共同体の場合は、代表企業、構成企業のすべてが次に掲げるウ～ケの資格要件をすべて満たし、かつ設計共同体全体として次に掲げる要件のすべてを満たさなくてはなりません。

ア　平成17年度以降に、学校教育法に規定する学校（幼稚園を除く）において、延床面積5,000㎡以上の校舎を元請として新築設計した実績を有する。

イ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所としての登録を行っている建築士事務所である。

ウ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者である。

エ　掛川市工事請負契約等入札参加停止等実施要綱（平成19年９月１日施行）に基づく指名停

止の措置を公示時点で受けていない。

オ　静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年静岡県管第324号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でない。

カ　国税及び地方税を滞納していない。

キ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更正手続開始の申立てをしていない。

ク　民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない。

ケ　掛川市暴力団排除条例（平成24年９月28日掛川市条例第27号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していない。

コ　本業務において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（建設部門）・技術士（総合技術管監理部門・建設）の資格を有する者又は建設コンサルタント登録規定第３条第１号ロの認定を受けた者（河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、造園部門、都市および地方計画部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門に限る）を適正に配置できる。

サ　建築士法第２条第２項に規定する一級建築士の資格取得後５年以上の建築設計の実務経験を有し、かつ、日本語での業務に支障がない管理技術者を配置できること。ただし、業務責任者は、意匠、構造、機械設備、電気設備それぞれの担当主任技術者を兼ねることができない。

シ　日本語での業務に支障がない担当主任技術者を配置できる。

ス　協力企業（応募者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）への再委託等（ただし、主たる業務部分を再委託等はできません。）を予定する場合にあっては、当該協力企業が、本公募の他の応募者でない。

セ　業務実施体制等の提案書類（以下「提案書類」という。）に記載した配置予定技術者は、本業務が完了するまで、学校と地域との関わりや掛川市の動向を理解し、責任を持って業務を遂行できる者である。契約相手として選定された場合は、契約締結後、提案書類に記載した技術者を確実に本業務に配置させなければならない。

ソ　事務遂行能力を有する。

４　実施方法

(1) 選定スケジュール

項　目	日　程
①　募集開始	令和７年10月31日（金）から市ホームページに掲載
②　質問受付	令和７年11月14日（金）17時までに電子メールにて提出
③　質問回答	令和７年11月21日（金）17時までに市ホームページに掲載
④　参加表明及び一次審査書類の受付	令和７年11月28日（金）17時まで
⑤　一次審査結果の通知	令和７年12月５日（金）
⑥　現地見学会	日時は別途連絡（個別での現地確認はご遠慮ください）
⑦　企画提案書等の提出	令和８年１月９日（金）17時まで

⑧ 掛川市からの質問	令和８年１月16日（金）
⑨ 審査会	令和８年２月２日（月）10時から
⑩ 審査結果の通知	令和８年２月９日（月）まで
⑪ 契約締結	令和８年３月予定

各日程は不測の事態により変更する場合がありますのでご了承ください。

(2) プロポーザル実施要領等の配布

市ホームページにおいて、令和７年10月31日（金）から掲載しております本要領等を、必要に応じてダウンロードしてください。なお、掛川市役所から配布や郵送は行いません。

(3) 質疑の受付・回答

ア　提出方法　質問書（様式１）に記入し、電子メールで提出してください。
※電話等での口頭による個別の対応は一切行いません。
※電子メール送信後に、速やかに電話で到着確認を行ってください。
電話番号：0537-21-1155（事務局）
受付時間：平日８時30分から17時15分（祝日、振替休日を除きます。）

イ　提出期限　令和７年11月14日（金）17時まで

ウ　提 出 先　事務局

エ　回　　答　提出された質問事項及び回答内容をすべて取りまとめ､令和７年11月21日(金)17時までに、市ホームページへ質問・回答を掲載します。

(4) 参加意思表明及び一次審査書類の提出

ア　提出方法　下記書類を提出期限までに持参または郵送(書留又は特定記録郵便に限ります。)してください。

① 様式２から様式６および様式11（様式２は押印要）

・様式２　公募型プロポーザル参加申込書（単企業用、設計共同体用）
・様式３　事業者概要
・様式４　事業者の業務実績一覧
・様式５　業務実施体制（業務担当者）
・様式６　業務担当者の経歴等他（１～５）
・様式11　設計共同体協定書（設計共同体のみ提出）

②事業者概要に関する書類

・一級建築士事務所の登録証明書又は登録通知等の写し
・事業者の概要がわかる書類（パンフレット等）
・直近３年分の財務諸表（貸借対象表・損益計算書のみ）
・事業者の一級建築士の人数を把握できる資料等の写し（公共機関への提出書類、公表しているパンフレット、ホームページの写し等）

③業務実績

「３　参加要件等」の（3)アに表す業務の実績を確認できる書類の写し
（契約書のかがみ（業務名、発注者、請負金額、履行期限等の主要事項が記載されている

もの）及び業務内容がわかる資料（仕様書の抜粋等））

④業務責任者及び各担当主任技術者の資格を確認できる書類（一級建築士免許証等）の写し

⑤業務責任者及び各担当主任技術者の雇用関係を確認できる書類（社会保険の健康保険証又は雇用保険被保険者証等）の写し

⑥事業者の一級建築士および技術者の人数を把握できる資料等の写し

⑦業務責任者及び各担当主任技術者の業務の実績を確認できる書類の写し

（契約書のかがみ（業務名、発注者、請負金額、履行期限等の主要事項が記載されているもの）、業務内容がわかる資料（仕様書の抜粋等）及び業務責任者や主任技術者として従事したことが判断できる書類）。

イ　提出部数　各２部（正本１部　副本１部）

ウ　提出期限　令和７年11月28日（金）17時まで

エ　提 出 先　事務局

オ　担当職員等との接触の禁止

参加意思表明をした応募者は、業者選定が終了するまでの間、事務局およびその上位職の者に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはなりません。なお、接触を求める行為が認められた場合は、本プロポーザルの審査の公平さに影響を与える行為があったとして失格とします。

(5) 一次審査及び結果の通知

ア　一次審査及び結果の通知

提出された一次審査書類について、評価基準に基づき事務局で審査を行います。

参加意思表明者が１０者以上の場合は審査結果の上位５者を、１０者未満の場合は上位４者を選定します。ただし、選定対象者の最下位順位の者が同点で複数存在する場合は、選定予定者数を超えて選定します。その場合、選定者数によっては日程を調整する場合があります。

なお、一次審査点数は、二次審査に持ち越しません。

令和７年12月５日（金）に、提出者に対し審査結果を電子メールにより通知をします。

審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。また、内容の公表（応募者数、一次審査点数、一次通過者数等）も行いません。

イ　一次審査評価基準

No.	審査対象	審査項目	配点	
				小計
１－１	事業者	同種業務実績	20点	90点
１－２		類似業務実績	15点	
１－３		技術者数	10点	
１－４		有資格者数	10点	
１－５		自己資本比率	10点	
１－６		市内業者配点	25点	
２－１	業務責任者 （総括担当主任技術者）	業務実績	20点	30点
２－３		経験年数	10点	

３－１	意匠担当主任技術者	業務実績	15点	30点
３－２		保有資格	10点	
３－３		経験年数	５点	
４－１	構造担当主任技術者	業務実績	15点	30点
４－２		保有資格	10点	
４－３		経験年数	５点	
５－１	機械設備担当主任技術者	業務実績	15点	30点
５－２		保有資格	10点	
５－３		経験年数	５点	
６－１	電気設備担当主任技術者	業務実績	15点	30点
６－２		保有資格	10点	
６－３		経験年数	５点	
		合計	240点	

①事業者の評価【90点】

１－１　同種業務実績【20点】

同種業務とは、国または地方自治体が発注した小学校、中学校、義務教育学校及び小中一貫校の新設設計業務で、「３　参加要件等」の（3)アに表す業務の実績に該当するものの件数で、配点します。学校種類による点数差はありません。

件数	５件以上	４件	３件	２件	１件	０件
配点	20点	16点	12点	８点	４点	０点

１－２　類似業務実績【15点】

類似業務とは、民間が発注した小学校、中学校、義務教育学校および小中一貫校の新設設計業務で、「３　参加要件等」の（3)アに表す業務の実績に該当するものの件数で、配点します。学校種類による点数差はありません。

件数	５件以上	４件	３件	２件	１件	０件
配点	15点	12点	９点	６点	３点	０点

１－３　技術者数【10点】

技術者とは、応募者に所属する一級建築士、二級建築士、木造建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士、一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士、建築設計、工事監理、設備設計、施工管理などの実務経験を5年以上有する者、意匠設計、構造設計、設備設計（電気、機械）、施工管理などの実務経験を5年以上有する者のいずれかとします。

技術者数	200人以上	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	20人以上 50人未満	20人未満
配点	10点	８点	６点	４点	２点

１－４　有資格者数【10点】

有資格者数は、一級建築士（構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を含む）の有資格者数とします。

有資格者数	200人以上	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	20人以上 50人未満	20人未満
配点	10点	８点	６点	４点	２点

１－５　自己資本比率【10点】

自己資本比率は、以下の算式により算出します。

自己資本÷総資本×100％

自己資本比率	50％以上	40％以上 50％未満	30％以上 40％未満	20％以上 30％未満	20％未満
配点	10点	８点	６点	４点	２点

１－６　市内業者配点【25点】

掛川市では、意欲ある市内中小業者の成長及び持続的発展の観点から、市内中小業者の振興について、市全体で協働により取り組む「掛川市協働による中小企業振興基本条例」を制定しています。この条例の趣旨に則り、掛川市内に本社・本店を有する者（以下「市内業者」といいます。）又は掛川市内に営業中の支店・営業所を有する者（以下「準市内業者」といいます。）が、単独又は共同企業体の代表企業・構成企業として本プロポーザルに参加する場合は、以下の評価基準により配点をします。

市内業者加点	配点
市内業者単独または市内業者のみで構成された設計共同体による応募	25点
市内業者を含む設計共同体（市内業者数／構成員数≧50％）による応募	20点
市内業者を含む設計共同体（市内業者数／構成員数＜50％）による応募	15点
準市内業者単独または準市内業者のみで構成された設計共同体による応募	10点
準市内業者を含む設計共同体による応募	５点
市内業者及び準市内業者以外の業者単独または市内業者及び準市内業者以外の業者のみで構成された設計共同体による応募	０点

②業務責任者の評価【30点】

２－１　業務実績【20点】

業務実績とは、業務責任者として担当した同種業務または類似業務の実績をいいます。

件数	４件以上	３件	２件	１件	０件
配点	20点	15点	10点	５点	０点

２－２　経験年数【10点】

業務責任者について、経験年数が下表のいずれかであるかにより配点します。

年数	23年以上	18年以上 23年未満	13年以上 18年未満	13年未満
配点	10点	８点	６点	４点

③ 各担当主任技術者の評価【各30点】

３－１、４－１、５－１、６－１　業務実績【各15点】

業務実績とは、業務責任者もしくは主任技術者として担当した同種業務又は類似業務の過去の実績をいいます。

件数	３件以上	２件	１件	０件
配点	15点	10点	５点	０点

３－２、４－２、５－２、６－２　保有資格【各10点】

各担当主任技術者について、保有資格が下表のいずれかであるかにより配点します。

分野	評価する技術者資格等	配点
意匠	構造設計一級建築士、設備設計一級建築士	10点
	一級建築士	８点
	その他	０点
構造	構造設計一級建築士	10点
	一級建築士	８点
	その他	０点
電気設備	設備設計一級建築士	10点
	建築設備士、一級建築士	８点
	その他	０点
機械設備	設備設計一級建築士	10点
	建築設備士、一級建築士	８点
	その他	０点

３－３、４－３、５－３、６－３　経験年数【各５点】

各担当主任技術者について、経験年数が下表のいずれかであるかにより配点します。

年数	13年以上	８年以上 13年未満	５年以上 ８年未満	５年未満
配点	５点	４点	３点	２点

(6) 二次審査書類の提出

一次審査で選定された事業者は、次により二次審査書類を提出してください。

ア　提出書類

提出書類	記載内容・留意事項等	様式
企画提案書	・必要事項を漏れなく記入し、記名押印してください。	様式７
企画提案書 テーマ１	・基本構想・基本計画の65ページから71ページに示された６つの基本方針および85ページから93ページに示された「主な必要機能・所室の考え方」「学校施設の想定規模」「構造・設備計画等の基本的な考え方」に基づき、基本構想・基本計画を具現化するための設計イメージをまとめたものを作成してく	様式８ Ａ３片面 ２枚

	ださい。 ・絵や図、文字を用いて分かりやすく示してください。また、写真は説明の補足程度であれば使用可能とします。 ・企画提案書には、「基本構想の反映」、「施設の配置・動線」および「必要な機能・諸室の整備」の提案を項目別に明記し、内容が一目で分かるようにしてください。 ・企画提案書の右上には整理番号を記載できる枠を設けてください。	
企画提案書 テーマ２	企画提案テーマ１を実現するための方法について、次の事項を記述してください。 ① 建設費・管理費の低減 ・物価上昇や建設業の働き方改革による影響を踏まえ、建設費の低減について、具体的な施工方法や建築材料等を工夫できる点を記述してください。 ・施設の目標耐用年数80年を踏まえ、開校後の管理費（ランニングコスト・メンテナンスコスト）を低減するための取組みや工夫について記述してください。 ② 安全で円滑かつ経済的な建替計画 ・開校時期を令和12年４月とする場合の、整備完了までの効果的・効率的な建設計画について記述してください。 ・計画は、地形・地質、建築物の規模・構造、施工方法を十分検討の上、実施に無理のない計画としてください。 ・敷地内の校舎の建設位置は指定しません。 ・想定される造成計画案を示しますが、独自の造成計画を提案していただいて構いません。 ③ 独自の提案 ・上記項目を含め、より良い学校施設をつくるにあたり、具体的な取り組みがある場合は記述してください。 ④ 想定事業費 ・提案の内容を実現するための、想定している建築費（校舎・体育館）及び想定している総事業費（造成工事、外構を含めた事業費）を記述してください。 なお、企画提案書の右上には整理番号を記載できる枠を設けてください。	様式９ Ａ３片面 １枚
業務工程表	・本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載ください。	任意様式
見積書	・様式 10 に見積金額を記載し、任意様式の積算内訳書を添付してください。	様式 10

○基本構想・基本計画に基づきつつ、独自の提案も含めた実現可能な提案を求めます。
なお、基本構想・基本計画の配置図・機能構成はイメージとして示しているため、本提案ではこれに準じなくても結構です。

○基本構想・基本計画のほか、企画提案書に関わる主な資料は下記に示すものとし、市ホームページから確認してください。

・第２次掛川市総合計画 ポストコロナ編

・教育大綱かけがわ

・第２期掛川市教育振興基本計画「人づくり構想かけがわ」

・掛川市学校再編計画

○現況測量は別途実施予定ですが、現況図として下記のデータを参考としてください。

静岡県点群データ：VIRTUAL SHIZUOKA

https://wscart.geospatial.jp/ckan/dataset/virtual-shizuoka-mw

掛川市地形図データ：e地図かけがわ・地形図ダウンロードマップ

https://www2.wagmap.jp/kakegawa/Portal

○企画提案書（様式７）、見積書（様式10）を除き、提出書類には、提案者が特定できる記述（氏名、事業所名、記号等）を入れないでください。

イ　提出方法

上記アの提出書類を持参又は郵送（書留又は特定記録郵便に限ります）にて提出してください。なお、提出後の書類の追加及び修正（差し替え）は一切認めません。

ウ　提出期限　令和８年１月９日（金）17時まで

エ　提 出 先　事務局

オ　提出部数　企画提案書　11部（正本１部　副本10部）

(7) 市からの事前質問

提案の内容について、必要に応じ掛川市から質問を行います。

ア　質問日　　令和８年１月16日（金）

イ　回答期限　令和８年１月23日（金）17時までに、電子メールにて回答してください。

(8) 二次審査「掛川市立城東中学校区小中一貫校建築基本設計業務委託プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という）の開催

ア　開催日時　令和８年２月２日（月）13時30分から

集合時間等は事業者ごとに別途通知します。

イ　開催場所　掛川市役所本庁５階　全員協議会室

ウ　実施方法　企画提案書に関するプレゼンテーション方式とします。実施方法については、以下のとおりとします。

(ｱ) プレゼンテーションの時間は、１者あたり25分とします。

(ｲ) プレゼンテーションの実施終了後、20分の質疑応答時間を設けます。

(ｳ) プレゼンテーション会場への提案者入場は、機器操作者等を含め３名以内とします。

(ｴ) パワーポイント等を使用する場合は、プロジェクター、HDMIケーブル、延長コードは市が用意します。パソコン等必要な関連機器は提案者が用意してください。

(ｵ) プレゼンテーションの順番は、本市が提案書を受理した順で実施します。

(ｶ) プレゼンテーションの準備・片付けの時間は合わせて５分を目安としますが、プレゼンテーションの所要時間には含めません。

(ｷ) プレゼンテーションで利用できる資料は二次審査書類に提出した内容とし､原則として、提出後の企画提案書の訂正及び再提出、資料内容追加は認められませんが、プレゼンテーション形式の資料に変更することは可能です。また、企画提案書提出後に行う掛川市からの質問の中で、事務局から追加資料を求める場合があります。

(ｸ) 審査会の審査員構成や人数等の審査会審査委員の情報は、事前事後共に一切公表しません。

(9) 審査会評価方法及び基準

ア　評価方法

(ｱ) 提出された二次審査書類の内容を基に、審査会において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、提案者ごとに最高点と最低点を除いた平均点を、提案者の評価点とします。この評価点が最も高い提案者を受託候補者とします。

(ｲ) 受託候補者は全審査員の個別評価点の中から最低点を除いたすべての個別評価点が125点以上の評価をしていることを条件とします。

(ｳ) 一次審査の結果は、二次審査には持ち越しませんが、二次審査の最高得点者が２者以上となった場合、一次審査結果上位者を受託候補者とします。一次審査、二次審査の結果がともに同点の場合は、二次審査の業務委託料の参考見積金額、企画提案書テーマ１の総括以下順に評価点の高い事業者を受託候補者とします。

(ｴ) 候補者が１者のみでも、審査会（プレゼンテーション方式）の実施を経て、受託候補者の選定を行います。

イ　審査会評価基準

審査項目		審査基準	配点
基本構想･基本計画の理解		○基本構想・基本計画に対する理解は十分か。 ○業務の目的及び業務実施にあたっての前提条件・留意点等を把握し、企画提案書に反映されているか。	20点
企画提案書・テーマ1	Ⅰ総括	○全体として効果的で有益な提案がなされているか。	20点
	Ⅱ基本構想の反映	○基本構想における以下の基本方針が反映されているか。 1　学校全体で個別最適な学びから協働的な学びまで柔軟に学習できる空間づくり 2　一人一人の児童生徒にとって居場所となる落ち着きのある生活空間づくり 3 児童生徒等の安全・安心に配慮した環境づくり 4 教職員が居心地よく、快適に働くことのできる環境づくり 5 地域とつながり、地域の学びや交流を育む共創空間づくり 6 城東の歴史と風土を感じることができる施設づくり	30点
	Ⅲ施設の配置・動線	○敷地における配置計画や動線計画は適切か。（本業務では、「クラブハウス」「武道場」は計画しない。） 1 効率的な動線・配置を考慮した計画 2 現況地盤面を考慮した計画	30点

		3 周辺景観や環境に配慮した計画	
	Ⅳ必要な機能・諸室の整備	○施設の機能構成や、諸室の構造・設備の提案は適切か。 1 ラーニングセンターを学校の中心に据えたレイアウト 2 児童生徒の安全に十分配慮された地域開放エリアの設定 3 災害や浸水への十分な耐久性と対策が施された構造設計 4 安全性、快適性、機能性、経済性等を意識した設備計画 5 環境を意識し、ライフサイクルコストに配慮した設計 6 35人の児童生徒が個別の机配列で学習できる教室サイズ	30点
企画提案書・テーマ2	Ⅰ建設費・管理費の低減	○工事費（イニシャルコスト）を抑えるため、設計上具体的な施工方法や建築材料等、工夫されている点があるか。 ○開校後の管理費（ランニングコスト・メンテナンスコスト）を低減するための取組みや工夫がされているか。 ○想定している事業費は適切か。	30点
	Ⅱ安全で円滑かつ経済的な建築計画	○開校時期は令和12年４月か。 ○整備完了までの建築計画は効果的・効率的で、実施に無理のない計画となっているか。	20点
	Ⅲ独自提案	○仕様書や基本構想・基本計画には記載されていない、事業者独自の有益な提案がされているか。	20点
業務工程表		○業務が契約期間内に円滑かつ確実に進むよう、十分に計算された工程となっているか。 ○業務を実施するうえでの課題や実施手順等が充分吟味され、業務フローが綿密に計画されているか。	20点
価格点		○業務委託料の参考見積金額 ※契約上限額62,084千円（消費税及び地方消費税を含む）	30点
		合計	250点

① 「基本構想・基本計画の理解」で「基本構想・基本計画の中に記載してある多様性の理解」について

② 「企画提案書・テーマ１」の各項目で、「施設整備における多様性への配慮」について

③ 「企画提案書・テーマ２Ⅲ独自提案」で、提案事業者の社内での多様性・公平性・包摂性の取り組みをそれぞれ評価の対象とします。

（10）審査会選定結果の通知

審査結果については、令和８年２月９日（月）までに、それぞれの提案者に対し、当該提案者の順位、評価点を電子メールにより通知し、受託候補者名および受託候補者の評価点を市ホームページに公表します。審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。

また、プロポーザルに関する内容（提案書等含む）についても一切公表しないものとします。

（11）契約締結

審査会により受託候補者として選定された事業者と、様式10に記載の金額で随意契約を締結します。契約候補者が契約を締結しない場合は、審査会により順位付けられた上位の者から順

に契約締結の協議を行います。契約締結日は、令和８年３月を予定しており、契約保証金については免除するものとします。

５　その他

(1) 企画提案書等の無効

参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がされた企画提案書等は、無効とします。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出書類の返却

応募者から提出された提案書類は返却しません。

(4) 著作権の取扱い

掛川市は応募者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払いません。

(5) 募集の延期

掛川市は、特に必要があると認めた場合、募集を延期し、中止し、または取り消すことができるものとします。

(6) 提案の辞退

一次審査で選定された応募者が、二次審査書類の提出を辞退する場合は、令和８年１月９日（金）17時までに、参加辞退届（任意様式）を事務局に持参または郵送（簡易書留又は特定記録郵便に限ります。）により提出してください。

(7) 掛川市からの資料提供(二次審査に進んでいただく事業者からの要望により提供可能な資料)

・現況校舎CADデータ
・現小中学校の施設台帳
・令和７年度城東中学校及び土方、佐束、中小学校の日課表及び年間行事予定表
・城東中学校及び土方、佐束、中小学校の年間及び月別の電気・ガス・水道使用量と光熱費
・城東中学校の通学路が分かる資料

６　お問い合わせ先

掛川市教育委員会教育政策課学校再編室学校再編係

・住　　所　　〒436-8650　静岡県掛川市長谷一丁目１番地の１
・電話番号　　0537-21-1155
・ＦＡＸ番号　　0537-21-1222
・電子メール　　gaku-somu@city.kakegawa.shizuoka.jp
・市ホームページ　https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/
・業務時間　　平日８時30分から17時15分（祝日、振替休日を除きます。）